

with

No.301

令和2年11月発行

いっしょに



何の花でしょう？

- 令和3年度税制改正提言活動
- 事業フォトグラフィー
- 新会員紹介・今後の活動スケジュール
- あなたもチャレンジ！家庭菜園⑩「アスパラガス」
- 地元のスポーツクラブを応援しよう！
- 県税事務所からのお知らせ
- 尊徳・二宮金次郎独自思考と行動 2
- 小田原労働基準監督署からのお知らせ
- 小田原税務署からのお知らせ
- ふれあいいんふおめーしょん

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索



<http://www.odawara-hojinkai.com>

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

法人会 令和3年度 税制改正提言

法人会はこのほど、令和3年度の税制改正に向けた提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めた提言活動を開始しました。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えず、長期化が見込まれる中で、法人会は足元では感染対策と経済活性化の両立を図ることが求められるとした上で、経営基盤が脆弱な中小企業に効果的な支援措置を講ずるよう求めました。さらに、今後のコロナ対策で赤字国債が追加発行され、一段と財政悪化は急速かつ深刻化していることを指摘し、本格的な税制財政改革に取り組むよう、強く求めました。

紙幅の関係上、抜粋掲載いたします

Ⅰ 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革は、一時棚上げ状態となった。新型コロナウイルスの大流行という非常事態への対応を最優先しなければならなかったからである。

この結果、今年度の国債新規発行額は当初予算の32・6兆円に一次、二次の補正予算で57・6兆円が追加され90・2兆円に上っている。

すでに、我が国財政は地方

を合わせた長期債務残高が1、100兆円を超し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化している。

歴代政権の多くが社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランスを放置し、平時でさえも財政健全化を怠ってきた結果である。

そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せ

されるわけである。

いくら使途が国民生活支援と中小企業をはじめとした企業の収入補填などの危機対応策が不可欠だったとはいえ、財政規律は完全にタガが外れた状態と言わざるをえない。

このままでは財政破綻が現実のものとなる。返すがえすも財政健全化に対するこれまでの政治の怠慢が悔やまれる。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。

せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。

そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税制財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化の両立を図っていかねばならない。

とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

また、新型コロナ対応で先進各国に比べて遅れが目立つデジタル化も早急に推進せねばならない。例えば金融や医療、勤務形態などが、これらは生産性向上に資する分野でもあり、思い切った規制緩和や意識改革が必要になる。

一方で、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地方を合わせたPB赤字はGDP比12・8%の67・5兆円と昨年度の赤字14・5兆円、GDP比2・6%から急激に悪化した。

本年7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」によると、今後の見通しも極めて厳しい。

政府が財政健全化目標としていた2025年度のPB黒字化に向けた2021年度の間目標「PB赤字対GDP比1・5%程度」などはクリア不可能となった。

2025年度の黒字化目標についても、成長実現ケースで7・3兆円、対GDP比1・1%の赤字が残り、黒字化は2029年度へと大きく後退するとみている。しかも、この試算は名目経済成長率を3%台と民間予測を大幅に上回る甘い経済前提から導いた数字なのである。

しかし、2025年度PB黒字化の目標を簡単に放棄してはならない。試算は今後我が国が取り組まねばならない本格的な税制財政改革を想定したものではないし、新型コロナ対策で追加発行された多額の国債の影響を直接的に受けるわけでもない。

なぜなら、PBは財政収支や債務残高対GDP比などの指標と違って国債に関する収支を除外して計算する単年度収支だからである。

我が国は2022年度から

団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれている。本来なら、「社会保障と税の一体改革」で予定された消費税率引き上げ時期などを先送りせず、早期にPB黒字化を達成しておかねばならなかったのである。

コロナ禍というまったく予期せぬ事態に襲われたとはいえ、ドイツなど先進国の多くはそれによって生じた政府債務の負担のあり方について議論に入っている。財政悪化が際立つ我が国がそこから逃げることは許されまい。

新型コロナウイルスが落ち着いたら、すぐに本格的な税財政改革に乗り出せるよう準備をすることである。

(1) 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。

中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。

その際、国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底

や申請手続きの簡便化、スピードリーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナウイルス拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には

日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる。

高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円(2020年度現在は約127兆円)に達する見込みである。

また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

この問題は財政と表裏一体をなす最も大きな課題といえる。社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

今国会では年金改革法が成立し、公的年金の支給開始時期の選択肢の拡大、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方等

が見直された。

しかし、こうした措置では極めて不十分であり、新型コロナウイルス収束後は大胆に医療、介護分野の改革に切り込んでいくべきだろう。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するため診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり

方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

昨年の消費税率の引き上げに続き、新型コロナウイルスの感染拡大など、国民の生活に過重な負担がかかっている。

一般の国会議員の歳費2割削減は国民への配慮とされたが、この程度では極めて不十分であり小手先のパフォーマンスとの非りは免れまい。

地方議員も国会議員以上の報酬削減が求められる。

新型コロナウイルス対策につ

(7次頁)

(前頁)

いても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかにあり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。

これを機に地方を含めた政府と議会は「まず随より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならぬ。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。

それは今般の新型コロナ対

策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらに、e-TaxやeLTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要課題である。

たとえばデジタル化によって世帯収入などさまざまなデータが迅速に収集できれば、社会保障や税の新たな制度設計などに役立つからだ、それには広範な国民的議論も必要となる。

Ⅱ 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

そうした中で、中小企業は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつており、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなつている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年

度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となつており、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できる見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束

時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かれないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。え、税制の簡素化、税務執行コストおよび収収確保などの観点から問題が多い。

(1) このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(2) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。

今般の新型コロナウイルスにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁

できるように、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。

こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。

これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相

続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平

成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月

Ⅲ 地方のあり方

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係から重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」

末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

末日までには「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。

事業フォトグラフィー

*各事業は「法人会だより」や「地域情報紙」にて随時案内中！

●税制委員会

★2市8町に対して
緊急要望を提出

・8月19日(水)～26日(水)

各市役所・町役場
新型コロナウイルス
感染症による影響の長
期化を踏まえ、その窮
状を伝えるとともに、
さらなる支援策の拡充
と法人住民税(均等割)
の減免を要望いたしま
した。



小田原市、南足柄市、山北町、松田町、開成町、大井町、中井町は椎野税制委員長が提出。

湯河原町、真鶴町は杉山支部長(湯河原・真鶴支部)が提出。箱根町は鈴木支部長(箱根支部)が提出。

●事業研修委員会

★第18回小学生の『税』の
写真展「審査会」

・10月1日(木) 小田原お堀
端コンベンションホール

加者
16名

参



左から石村 県法連副会長
(小田原法人会会長)
石崎 県法連会長
(平塚法人会会長)、
黒岩神奈川県知事

※神奈川県に対しても、神奈川県法人会連合会が法人県民税
や自動車税等の県税について、徴収猶予特例制度の対象期間延
長及び減免を要望いたしました。

・8月12日(水) 神奈川県庁

新会員紹介コーナー \ (^-^) / (令和2年9月8日～10月7日) (敬称略)

★南足柄・山北支部

(有)カヤ電気	新井 性義	建設業	南足柄市塚原719	0465-20-3957
---------	-------	-----	-----------	--------------

★賛助会員

日本たばこ産業(株)	長谷川 学	製造・販売	平塚市八千代町1-26	0463-21-0021
Ristorante La Soglia	田代 竜二	飲食業	小田原市栄町1-14-12 嵯峨野ビル1F	0465-46-7765
PAINT SHOP TAKTO	山口 拓也	塗装業	足柄下郡湯河原町吉浜1848-46	080-4805-0287

ご入会頂きありがとうございます！



今後の事業活動スケジュール〈令和2年11月～令和3年1月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局 (0465-23-3641)

日 時			行 事 名	場 所	対 象
11月	14日(土)～15日(日)	10：00～20：00	第18回 小学生の「税」の写真展 (表彰式は入賞者のみで15日に開催予定)	ダイナシティウエスト	会員及び一般
12月	16日(水)	14：00～15：45	決算法人説明会 (12月決算法人対象)	小田原箱根商工会議所会館	法人
1月	13日(水)	14：00～15：45	決算法人説明会 (1月決算法人対象)	おだわら市民交流センター UMECO	法人

※新型コロナウイルス感染症対策により、どの事業も今後中止・延期になる可能性がありますので予めご了承ください。

〈はまぎん〉創業サポートパック

創業期のお客さまをサポートする、さまざまなメニューで応援します！
お申し込みは、最寄りの横浜銀行の本支店窓口で承ります。

創業支援デスク 「創業個別相談会」

創業時の事業計画や必要な資金に関するご相談をお受けします。
フリーダイヤル 0120-58-4580
時間 9:00～17:00 ※一部の支店・出張所では取り扱いをしていません。



小田原法人会 提携商品
はじめの一步から応援します！
創業支援ローン スタート

START

※お申込みについて所定の審査をさせていただきます。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

金利・・・変動金利 年 2.0%
金額・・・10 万円以上 1,000 万円以内
融資新規取扱手数料 無料 (通常 10,800 円)

事業資金の
ご相談は...

TRiBank Sagami
さがみ信用金庫

お客様サポートダイヤル 0120(426)614

軽油引取税について

【軽油引取税とは】

バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に課される税金です。

【納める人】

特別徴収義務者として指定されたガソリンスタンドの経営者などが、軽油を購入した消費者から軽油代金と一緒に税金を受け取り、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めています。

【納める額】

消費者が軽油を購入した場合は、1リットルにつき32円10銭分の軽油引取税がその価格の中に含まれています。

【免税】

船舶の動力源等一定の用途に供する軽油の購入については、令和3年3月31日までの間、免税の対象となります。免税の適用を受けるためには、事前に免税軽油使用者証の交付を受けるなどの手続きが必要です。

【不正軽油には罰則も】

軽油に灯油や重油を不正に混ぜると不正軽油となります。これらを製造したり、販売したり、使用したりする者のほか、不正軽油と知りながら運搬や製造場所の提供にかかわった者なども重く罰せられます。

◇問合せ先 小田原県税事務所 間税課 TEL 0465-32-8000（代）

金融支援
創業支援
経営支援



神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します

カナモ



随時ご相談をお受けしています
小田原支店 TEL：0465(23)0138

パズル・数独

※ルール①…まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

※ルール②…タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】

二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

			7					9
8	1			2		6	3	
	4					9		1
		8					6	
3			2					8
	7			9				1
		2	8				7	
4					1			

【作者紹介】株式会社ニコリ
日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

【答え15ページ】

地元のスポーツクラブを応援しよう!



SHONAN BELLMARE FUTSAL CLUB INFORMATION

キッズたちへ挑戦状

ゲンキ選手(せんしゅ)からのお題(だい)をクリアできるかな?
 おうちで挑戦(ちょうせん)してみよう!
 お家(うち)やお庭(にわ)でやっても良(よ)いか
 お家(うち)の人(ひと)に聞(き)くのも忘(わす)れずにね!

ミッション 1

足(あし)の甲(こう)に5秒(びょう)ずつボールをのせてみよう!
 右(みぎ)・左(ひだり)



ミッション 2

足(あし)の内側(うちがわ)に5秒(びょう)ずつボールをのせてみよう!
 右(みぎ)・左(ひだり)



ミッション 3

足(あし)の外側(そとがわ)に5秒(びょう)ずつボールをのせてみよう!
 右(みぎ)・左(ひだり)



ゲンキ選手(せんしゅ)からの挑戦状(ちょうせんじょう)クリアできたかな?

湘南ベルマーレフットサルクラブ 年内試合日程



スマートフォン
 アプリ
 「ABEMA」で
 全試合生中継!
 登録不要/無料
 で観戦
 できます!
 応援おねがい
 します!

HOME / 南足柄市体育センター	HOME / 小田原アリーナ
11.8 14:00 (SUN)  エスポラーダ 北海道	12.5 17:00 (SAT)  Y.S.C.C. 横浜
AWAY / 丸善インテックアリーナ大阪	AWAY / バルドラール浦安アリーナ
11.14 13:00 (SAT)  シュライカー 大阪	12.13 17:00 (SUN)  バルドラール 浦安
AWAY / ことぶきアリーナ	HOME / 小田原アリーナ
11.22 12:00 (SUN)  ポアルース 長野	12.19 13:00 (SAT)  名古屋 オーシャンズ
HOME / 東野市総合体育館	※上記日程は予定のために変更となる場合がございます。 また、リモートマッチでの開催となる 場合がございます。変更があった時は湘南ベ ルマーレフットサルクラブ公式HPでお知らせい たします。
11.28 13:00 (SAT)  バサジィ 大分	

日本政策金融公庫
小田原支店（国民
生活事業）からの
「お知らせ」

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もお取り扱いしております。

日本政策金融公庫小田原支店
（国民生活事業）融資相談係
☎0465（23）3175

新型コロナウイルス感染症関連の融資のご案内

新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高	資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
		融資限度額	別枠 8,000 万円	
		利率(年) (注)	4,000 万円以内	当初3年間:0.36% 3年経過後:1.26%
		ご返済期間 <据置期間>	4,000 万円超	1.26%
			設備資金:20年以内 <うち5年以内> 運転資金:15年以内 <うち5年以内>	

(注) 令和2年10月1日時点で適用される利率です（ご返済期間10年以下の場合）。

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談
に応じ、秘密は厳守致します。
事前に電話で相談日の予約を
して下さい。相談は、当面の間
電話相談となります。



場 所 小田原箱根商工会議所会館5階
東京地方税理士会小田原支部事務局
電話 0465-24-0195
日 時 毎週水曜日：午後1時30分～午後4時
ただし、祝日・毎月25日以降の水曜日と
年始1月1日～10日、2月16日～3月15
日を除く
相談内容 税務相談・税務書類の書き方指導等

「表紙の花」は…

答え・「サトイモ」の花



「サトイモ」の生産
が多いのは千葉県と埼
玉県です。続いて新潟
県、栃木県などですが、
全国的に見て関東での
生産量がとても多い野
菜と言えます。



左記資料を無料で
配布いたします。
ご希望の方は
法人会事務局までお越しください。

問い合わせ：
☎ 0465-23-3641
事務局 青木まで。

11・12月の税カレンダー

納付期限を守りましょう!

〈国税〉	
★源泉所得税	
・10月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和2年11月10日(火)
・11月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和2年12月10日(木)
★法人税および地方法人税	
・9月末決算法人の確定申告と納付期限	令和2年11月30日(月)
・3月末決算法人の中間申告と納付期限	令和2年11月30日(月)
・10月末決算法人の確定申告と納付期限	令和3年1月4日(月)
・4月末決算法人の中間申告と納付期限	令和3年1月4日(月)
★消費税および地方消費税	
・9月末決算法人の確定申告と納付期限	令和2年11月30日(月)
・10月末決算法人の確定申告と納付期限	令和3年1月4日(月)



あなたもチャレンジ！ 家庭菜園

冬の手入れが翌年の出来を
決めるアスパラガス

板木技術士事務所 ● 板木利隆



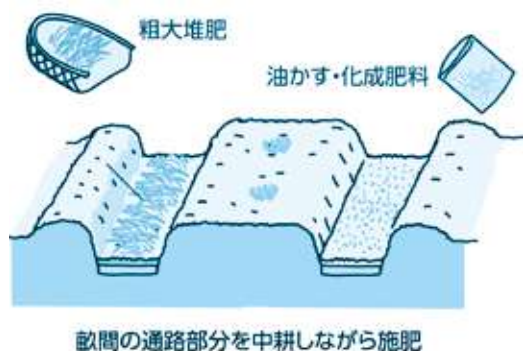
アスパラガスは野菜の中で
は長命で、一度植えれば数年
は収穫が楽しめます。毎年良
い収穫物を得るには、冬の適
切な手入れが大切です。

若芽の収穫を一定日数で打
ち切り、芽を伸ばしたままに
すると、葉が開いて丈が伸び、



葉の光合成作用が旺盛に行わ
れ、秋になると同化養分が根
に蓄えられ、11~12月には株
全体が休眠に入ります。霜が
3~4回降りると葉の黄化が
進み、休眠はいつそう深まっ
てきます。

ここから先の手入れで大事
なことは、葉が完全に黄変し、
休眠が深まっている頃を見計
らって、地際から5~6cm
上のところで葉を刈り取りま
す。この枯れ葉には茎枯れ病
などの病原菌が付いているの
で、落ちた枯れ葉と共に畑の
外に持ち出し、焼却または廃
棄します。この処置が不十分
だと、病原菌が茎葉の中で越
冬し、翌年の発生源になるか
らです。できるだけ丁寧にか
き集めて処分することが肝心
です。



大減収になってしまいます。
茎葉をきれいに片付けたな
ら、まず株元に多くの土寄せ
をしていた場合には、土を畝
間に戻します。土寄せが少な
かった場合には、そのまま畝
間の通路部分を中耕しながら
畝の両側に深めの施肥溝を作
り、その中に粗大堆肥（発酵
度は中程度）と油かす、緩効
性の化成肥料を施し、アスパ
ラガスの根株を深く埋めるよ
うにし、畝上に土を大きく上
げておきます。こうすること
で根株を冬の寒気から守るこ
とができます。寒さが厳しい
地域ほど土を大きく盛り上げ
ることが大切です。

こうして越冬後の3月ころ、
芽の萌芽（ほうが）に支障の



ない程度に土を取り除き（寄
せ土戻し）、畝間に土を落と
します。このとき春の追肥と
して、化成肥料や有機配合の
肥料などを、1株当たり各大
さじ3杯程度を目安に与えて
おきます。再三土を動かすこ
とにより、地面付近に落ちて
いた雑草の種子の発芽を抑え

られ、翌年の除草の手間が省
けます。

栽培年数が長くなり、株元
の根系が過密になり、株全体
が浮き上がるようになったら、
冬の休眠中に株全体を掘り上
げ、分割して他の畑に、株間
を広げて植え替えることで、
再び勢いは回復するでしょう。
※関東南部以西の平たん地を基準
に記事を作成しています。

（JA広報通信 2018年11月
号より転載）



尊徳・二宮金次郎

独自思考と行動 2

～揺るぎない現実・現場への視点～



報徳博物館 館長

小笠原 清

1. 学習成果は実社会へ還元

二宮金次郎の獨創性は才覚に依存した発想だけではない。篤実な学習から始まる。『論語・為政篇』の「子曰（しいわ）く、学びて思わざれば罔（くら）し、思いて学ばざれば則（すなわち）殆（あや）うし（学んでも考えなければ認識は曖昧のまま、考えるだけで学ばなければ確証にはならない）」とする教訓の誠実な実践者でもあった。学び、自身の生活体験に照らして吟味を重ね、実証に裏付けされた確かな獨創性に達した。

金次郎は26歳で自家再興を達成し、生地栢山村の田畑は小作に預け、城下小田原へ出て藩家老服部家に若党として仕えた。そこで子息兄弟の藩儒屋敷への受講通いにも付き添った。正規の儒学聴講は念願でもあった。子息はともすれば居眠りがちだったが、先生は室外で耳をそばだてる金次郎に向けて、声を張り上げて講義を続けたという。

金次郎は間もなく、服部家の使用人の多くが借金苦にある現実を知り、その救済の手助けをする。栢山で自家再興中、収穫米の売買や米相場に

も関わるなど、すでにかなりの金融知識も備えていた。救済は借金の立て替えだけでは意味がない。使用人たちが徹底した経費節約によって

余剰金を積み立て、それを資金に順番に低利融資し借金を返済させるという共済態勢「五常講」を組織した。儒教の説く人倫の基本「仁儀礼智信」を数理的な金融システムに結びつけ、融資は仲間同士の間で責任とした信用組合体制である。道徳と経済を連携させ、参加者の意識改革を促す獨創的な仕組みであった。

2. 藩士の借金救済

報徳金融の原点

借金苦は小田原藩上下家臣あがての大問題となっていたことも明らかになった。奉公先の家老服部家自体が膨大な借金で財政は火の車、あろうことかその再建が金次郎への依頼となった。根底には藩財政に関わる組織的な大問題がある。文政三年11月、総体的な対策として、金次郎は小田原藩の中・下級藩士、さらには困窮領民をも含めた抜本的救済計画、年利八朱（8%）の公的貸付制度「五常講手段金割合帳」の創設を献策

した。事実を知った藩主忠真も素早い反応を見せた。自身の手元金から千両を拠出、さらに町方郷中の富裕者にも貸付拠金を依頼し、家臣の借財の早期返済を指示している。

この時の救済策は領民までには至らなかったが、竹皮の笠や筆づくり、提灯貼り、機織りなどの内職で生計の足しにしていた極難下級藩士層には、三百両の無利息貸付金を設定して「五常講」を適用した。金銭の扱いに疎かった武士層に、儒教の信義の上に信用貸借の経済生活が成立することを認識させ、無利息基金を自分たちの生活運用資金として永続させる仕組みを共有させた。家老服部家救済策を梃子（てこ）にした弱者層救済の制度は、百姓出身の金次郎ならではの発想であった。これがのちの難村難民救済の報徳仕法の、道徳と経済を連携させた基本的な金融システムとして大きな役割を果たした。

3. 支配者の法治責任を問う

金次郎の小田原時代の最大の業績の一つが、農民の念願であった斗升改正であった。小田原藩には年貢徴収用の斗枬が18種類もあった。年貢米

納入の度に紛議となり、常に農民が損を強いられてきた。基準不在の長年の悪政である。家老服部家への奉公は、その是正の機会を期してのことでもあった。折しも藩政改革の良策を求める藩主の公募があり、千載一遇の機会を得て直ちに斗枬の統一を献策。金次郎の設計した升は、一俵を最低容量四斗一升で統一、しかも年貢納入時の一俵につき二升の「計りしのぎ（こぼれ米補充）」徴収という悪弊も撤廃。これがそのまま藩主に承認され、農民を「かかろありがたきご時世」と随喜させた。

金次郎は藩主への上奏文に「権量を慎み、法度を審らかにす（権力の横暴を慎み、法の基準を明確にする）」という『論語』の一句を添えた。



藩主大久保忠真と金次郎 小島直絵

一介の百姓風情が並み居る藩士を差し置いて斗柄統一案を提示し、その上老中職にある藩主に対し説教がましい一文まで付すなど、並みの度胸ではない。藩士救済の実績と儒学教養の裏打ちがあつてこそその業であらう。

藩主忠真も凡庸ではない。

京都所司代、大坂城代在任中その識見、文学的センスは公衆の評価も高く、老中職にあつては樺太探検家間宮林蔵や幕末の勘定奉行・外国奉行川路聖謨（かわじとしあきら）の人材取り立てでも声望があつた。金次郎の現実対処、経世の才覚、儒学の素養を認め、敬意を払う英明性を備えた君主であつた。その出会いが、のちの金次郎の体制内改革への道を開いたと言えよう。

金次郎は藩主忠真から役人に抜擢され、大久保分家旗本宇津家の荒廃した下野（栃木県）桜町領4千石の再建を託された。諸々の抵抗、障害を克服し10年で見事その負託に応え、近隣諸領、諸村からも救済、指導を求められたことはよく知られている。報告を受けた忠真から「そちのやり方は論語の（以德報徳（徳をもつて特に報いる））だ」と賞され、以来金次郎は自身が

体系化した復興の思想と方策を「報徳仕法」と称した。

4 独創の極致「報徳」

労働意欲を喪失した民百姓を励まし、疲弊した村々を再建に導いた報徳仕法は、高度な哲学性によって構築されている。論語の「以德報徳」すなわち「恩徳には恩徳で報いる」とする人倫関係の意を、尊徳は普遍的な宇宙観、社会の運用原理にまで広げた。

天地万物にはそれぞれ固有の長所や価値が備わっており、それを「徳」と定義づけた。現世はその「徳」が相和して成立し、いま生を受けている自身の存在もその成果。「徳」の恩恵に感謝し、さらに勤労と創意工夫によって自身の「徳」を発展させ、他者の「徳」も、万物の「徳」をも引き出して社会に役立て、万人の幸福と社会、国家の繁栄に尽くす。「徳」の恩恵を社会的な規模で報恩していくことを「報徳」理念の基本とした。そして「民は國の本」とする儒教の民本主義的「仁政徳治」を標榜し、為政者への年貢徴収抑制という体制内改革により「興国安民」世界の一端を示した。

5. 農村復興優先の計画書

金次郎の評判は「天保の改革」推進中の幕府の耳にも入った。天保13年（1842）老中筆頭の水野忠邦の指示で金次郎は土木技師役の幕臣御普請役格に採用され、「利根



「利根川分水路計画」 尊徳報告絵図

川分水路目論見（計画）御用」の命を受けた。当時奥羽からの航路は難所とされた房総沖で海難事故が多く、また外国船来航への危機感も高まっていた。安全策として銚子（千葉県）から利根川、印旛沼、新規の水路、検見川、江戸湾への水運の設定が、天保改革の急務とされた。その一方、印旛沼周辺諸村の利根川の水増減による度々の冠水旱魃の被害と、開削水路の土地収用に對する地元民の不安などの問題があり、その救済策も大きな課題であつた。

金次郎は現地検分の上「利根川分水路掘割御普請見込之趣申上候書付」を所轄の勘定所に提出した。その内容は、荒地開発、用悪水路普請、窮民撫育を前提とし、その結果江戸と奥州を結ぶ水運が安定し、経済活動も盛んになるとした。資金14万両、20年計画の壮大な総合農村復興事業であつた。しかし、短期決戦での水路開発を目論む水野改革に適合せず、金次郎案は不採用となる。老中の意向に迎合せず、農村・窮民救済優先の大道は揺らぐことはなかった。

6 農民であり続けた官吏

金次郎は最晩年、荒廃著しい日光神領の復興を手がけたことは、連載第1回で述べた。最初は報徳仕法指南の集大成ともいふべき「日光神領仕法雛形」84巻を、門人廿数名を総動員し3年がかりで編纂した。次いで念願の日光神領の復興仕法に取り組んだ。すでに重い病に侵されていたが、倒れるまで廻村検分を続けた。完璧な仕法書もあり、経験豊かな高弟たちに指導を任せても良いはずであるが、自身の現場検証を第一とした。完成度が高くても教科書は教科書、個々に異なる現場の状況に適合させる工夫があつてこそ、仕法は最良の効果に至る。常に現実に学び続けた金次郎仕法の極意であつた。

金次郎にとって役人の肩書きは業務執行の便宜のため、出世栄達は論外のこと。権力におもねることも、革命を夢見ることもなく、終生生産者の原点に立ち、現場と対話する人生であり続けた。



廻村中の尊徳 西松秋畝画 報徳博物館蔵

小田原労働基準監督署からのお知らせ

◎令和2年10月1日から神奈川県最低賃金が時間額1,012円へ引き上げられました。



守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

神奈川県 最低賃金

令和2年
10月1日から
[時間額]

1,012円

1円UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WGETで確認！ 最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saitoichingin.info/> 小田原労働基準監督署

最低賃金に関するお問い合わせは
神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ

神奈川県労働局ホームページアドレス
<https://site.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>



* 詳しいことは、小田原労働基準監督署(TEL:0465-22-7151)にお問い合わせください。



小田原税務署からのお知らせ



令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

Q 年末調整の方法について知りたいのですが。

A 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組 web-Tax-TV に掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。

Q 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

A 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードしてご利用いただけます。

※ 令和2年10月に国税庁から控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」が提供されています。詳しくは次のQ & Aをご覧ください。

Q これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。

また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。

※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。

※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q 年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

A 国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。

また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご利用ください。

Q 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。

なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Tax ホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご利用ください。詳しくはeLTAX ホームページをご確認ください。

展示会・講習会・各種会議等

多目的ホール・会議室・商談室

施設貸出

駐車場完備

※40台以上は応相談

AED

設置完了
貸出可能

Wi-Fi

環境整備中

**大型
プロジェクター**

対応照明
整備中



小田原卸
商業団地
協同組合

詳しくはホームページをご覧ください

小田原卸商業団地 検索

TEL:0465-37-1166

〒250-0211 神奈川県小田原市鬼柳172-9



多目的ホール(面積:330.344㎡)



多目的ホール正面入口



多目的ホール搬入口

会議室(面積:100㎡)

商談室(面積:34.216㎡)

リストランテ ラ ソリア **NEW OPEN**

Ristorante La Soglia

地産地消 素材を活かしたイタリア料理で小田原の魅力を届けます

LUNCH
2,500円(税別)～
・旬野菜のサラダと小さな前菜
・自家製パン
・パスタ
・本日のデザート・カフェ

DINNER
5,500円(税別)～
・小田原の味覚のデグスタツィオーネ
・自家製パン
・パスタ
・お魚料理 又は お肉料理
・本日のデザート・カフェ

お子様メニューや
アレルギーなどは
ご相談ください
HPはこちら→

ランチ 11:30～15:00(L.O.14:00)
ディナー 17:30～21:30(L.O.20:00)
月曜定休日
神奈川県小田原市栄町1-14-12
嵯峨野ビル1F
TEL 0465-46-7765

好きになる。
もっと、
オダワラを、

GRAND
OPEN

2020年12月4日(金)
ミナカ小田原グランドオープン
minaka
ミナカ小田原

小田原駅直結、地上14階+地下1階の「タワー棟」と、
江戸情緒薫る「小田原新城下町」からなる暮らしにぎわい拠点「ミナカ小田原」

TEL 0465-22-1000
小田原駅直結

https://www.minaka-odawara.jp/
〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1丁目1番15号
営業時間/ショッピング 10:00～20:00
レストラン 11:00～23:00